

高松空港ロビーに関する使用基準

1. 使用申込みに関して

(1) 申込受付

ご希望の使用開始日の3か月前から先着順で受け付けます。

- 但し、使用時間によっては、お断りする場合があります。

(2) 申込方法

所定の申込書に必要事項をご記入の上、弊社までお申込みください。

- 但し、諸事情によりお断りする場合がございます。

(3) 提出書類

お申込みの際に、実施計画書、平面図、立面図、イメージパース等がございましたら併せてご提出ください。

- 必要書類のご提出がない場合、お申込みは無効となることがあります。

2. 使用制限に関して

(1) 契約の取り消し

以下の項目に該当する場合は、契約の取り消しをさせていただくことがありますので、ご了承ください。

- その際の損害責任は、お申込み者様側でご負担いただきます。
 - ① 契約の内容と異なる場合
 - ② 旅客公衆に迷惑をかける内容で空港の管理運営上、支障をきたす場合
 - ③ その他、弊社において不相当と認めた場合

3. 使用上の注意

(1) 損害賠償

建物および付帯設備等を損傷または破損した場合は、相当分の実費をいただきます。

また、高松空港ロビーを使用するに伴い、お客様とのトラブルが発生した場合は、お申込み者様側にて対応していただきます。

(2) その他

ご利用に関することはすべて弊社と協議の上、その指示に従ってください。

前撮りに関わる一切のお持込み品の盗難、紛失、その他の事故等による被害について当社は一切の責任は負いません。

危険物の持ち込みはできません。

高松空港ビル株式会社 事業部
高松市香南町岡1312番地7
TEL 087-814-3473
FAX 087-814-3481